

東京都大学生等奨学金給付条例（案）について

2016年6月8日

日本共産党東京都議会議員団

日本の高等教育の学費は世界的に見ても高く、学生の教育を受ける権利を脅かしています。世界の少なくない国々は大学の授業料が無償で、そうでない国も返済の必要のない給付制奨学金制度を持っていますが、日本はそのどちらもありません。そのため学生の半分が奨学金を借り、卒業と同時に平均300万円もの借金を背負い、返済できずに自己破産になるケースなどが社会問題になっています。

また、子どもの貧困対策としても学費負担の軽減は重要な課題となるなか、他県では、長野県や沖縄県が、給付制奨学金制度に踏みだしています。

東京都としても、学生の教育を受ける機会の均等をはかり、また貧困の連鎖を断ち切るためにも、大学生等を対象とした給付制奨学金制度の創設を提案します。

奨学金給付条例（案）のおもな内容

○給付対象者

- ・東京都出身の学生（親が都内に居住していること）
- ・大学（学部）、短期大学、
専修学校（専門課程）、高等専門学校（4年生以上）の学生
- ・所得制限 年収350万円未満

○給付額 月額 2万円

○給付対象者数と必要経費

- ・対象者数 約 5万人
- ・必要経費 約120億円